

地籍調査による筆界案の作成公告

廿日市市吉和地域駄荷城・駄荷の一部地区について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第4項の規定に基づき筆界案を作成したので、同条同項の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月25日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 土地の所在及び地番
広島県廿日市市吉和字駄荷城1268番
- 2 筆界案を確認することができる場所
広島県廿日市市津田1989番地
廿日市市建設部地籍調査課（佐伯支所1階）
- 3 筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
廿日市市（地籍調査課）
- 5 公告期間及び意見の申出
令和8年9月25日から令和8年10月14日まで
午前9時から午後5時までの間、当該筆界案を確認できる者は意見を申し出ることができる。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
なお、公告期間内に意見の申出がないときは、同条同項の規定により調査を行う。